

いじめ問題対応の手引

～児童生徒一人一人が安心して通える学校づくりを目指して～

(改訂版)

平成27年9月

島根県教育委員会

はじめに

平成25年6月、国会において「いじめ防止対策推進法」が成立し、同年9月に施行されました。いじめ問題に関する我が国における初めての法律の成立となりました。この法律が制定された背景には、平成23年に大津市で起きた中学生のいじめ自死事案があることは言うまでもないことですが、いじめが大きな社会問題となる中で、喫緊の解決すべき課題として「社会総ぐるみでいじめに対峙していく」という気運の高まりがあったと言えます。

本県におきましても、いじめの認知件数の推移を見ますと、国の緊急調査が実施された平成24年度には、458件と2倍強の増加となり、25年度、26年度とも引き続き認知件数の多い状況が続いています。いじめの問題は、不登校や問題行動（暴力行為を含む）とともに生徒指導上の重要な課題の一つとなっています。

このような状況を踏まえ、現在、学校現場では、いじめの未然防止策として、小・中・高等学校・特別支援学校においてアンケートQ Uを活用した親和的な学級集団づくりに取り組んでおります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、学校ネットパトロールの実施等によって、いじめの早期発見・対処にも取り組んでおります。

島根県教育委員会では、平成18年に文部科学省が示したいじめの定義等に対応させ、学校現場でのより活発な活用が図られるよう、平成24年3月に9年ぶりに「いじめ問題対応の手引」を改訂しました。今回は、「いじめ防止対策推進法」の制定を受けて策定した「島根県いじめ防止基本方針～しまねの子どもたちの絆づくりをめざして～」で示した内容を盛り込むこと、急速に進むSNS（ソーシャルネットワークサービス）を使ったいじめにも対応する内容を盛り込むこと等を踏まえて見直しを行いました。

今後、「いじめ問題対応の手引」がすべての教職員の皆様に周知が図られ、校内組織の体制整備が図られ、いじめの問題が起こった際には、この手引きに基づいた対応が行われることを願っています。

最後になりましたが、いじめの問題への対応をはじめとして、今後の生徒指導推進に関わる事業に、より一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成27年9月

島根県教育庁教育指導課

子ども安全支援室長 吉 崎 朗